

様式第 1 号 (第 3 条関係)

4 松(高)第 6 2 6 号

令和 5 年 1 月 1 1 日

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和 4 年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和 5 年 1 月 11 日付松監第 41 号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課等 保健福祉部 高齢福祉課	所管課等長氏名 高市 直樹
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>松山市総合福祉センター</p> <p>①業務責任者の通知について</p> <p>松山市総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書第 5 条に規定されている管理業務の範囲において、同条第 2 項には業務責任者を選任し、速やかにその者の役職及び氏名を松山市に通知することが義務付けられているが、業務責任者の役職及び氏名を松山市に通知していない状況が見受けられた。</p> <p>担当課においては、基本協定書に基づき速やかに通知するよう指導されたい。</p> <p>②指定期間を超過した第三者への委託について</p> <p>松山市総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書第 8 条第 1 項に、事前に松山市の承諾を受けた場合は、管理運営業務の一部を第三者に委託することができるとしているが、第三者に委託した業務の契約期間が、指定管理者として指定する期間(平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)を超過する長期継続契約が 2 件あった。</p> <p>指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとされており、その指定期間を超過した第三者への委託はできないため、早急に改善されたい。</p>	<p>松山市総合福祉センター</p> <p>① 業務責任者の通知について</p> <p>指定管理業務に係る業務責任者の役職及び氏名を速やかに松山市に通知するように指定管理者へ指導を行い、通知を受理した。</p> <p>② 指定期間を超過した第三者への委託について</p> <p>指摘を受けた 2 件の契約について、指定管理者に対し改善するように指導を行い、指定管理期間内で契約を終了する措置を講じた。</p>

様式第1号（第3条関係）

4松（道後）第90号

令和5年1月17日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和4年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年1月11日付松監第41号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 道後温泉事務所	所管課等長氏名 山内 充
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
未来へつなぐ道後まちづくり事業開催等負担金 ・私費による立替払について 郵送代等において、事務局職員が私費による立替払をしている状況が複数見受けられた。 立替払は、地方自治法上認められておらず、松山市財務会計規則にも基づかない不適正な会計処理である。また、本来は支払いが見込まれる期日前に資金前渡を活用した事務手続きをすべきところを、適切な時期に支出事務を行わず、事務処理の遅延も見受けられたほか、精算処理が行われていなかった。 事務局規程には支出その他の財務に関する事項については、松山市財務会計規則の例によることとされており、今後においては、適正かつ計画的な会計事務を行うよう徹底されたい。	未来へつなぐ道後まちづくり事業開催等負担金 ・私費による立替払について 再発防止に向けて、立替払は不適切な会計処理であることを職員に周知徹底するとともに、資金前渡払にし、精算書による過不足分処理とするよう改め、立替払が発生しないよう会計事務を改善している。 また、支払いが見込まれる期日前に資金前渡し、資金前渡金について、精算時期到来時、速やかに精算手続きを行うよう事務処理を改めた。